

再 処 理 施 設 の 使 用 計 画

2023再計発第257号
2024年1月25日

原子力規制委員会 殿

住 所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付4番地108
氏 名 日本原燃株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第46条の4及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則第7条の13第1項(第2項、第3項)の規定により次のとおり届けます。

工場又は事業所		名 称 再処理事業所						再 処 理 設 備 の 系 列 名				再処理設備					
		所 在 地 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮						年間の最大再処理能力(トン)				800					
年度別	期別	使用済燃料受入れ量		再 処 理 量		期 末 在 庫 量		プルトニウム製品		ウ ラ ン 製 品		その他の有用物質		期 末 在 庫 量			
		燃料体数 (体) ※1	ウランの量 (トン) ※2	燃料体数 (体) ※1	ウランの量 (トン) ※2	燃料体数 (体) ※1	ウランの量 (トン) ※2	生産量 (kg) ※2, ※3	払出量 (kg) ※2, ※3	生産量 (トン) ※2, ※3	払出量 (トン) ※2, ※3	生産量 (kg)	払出量 (kg)	プルトニウム製品 (kg) ※2, ※3	ウラン製品 (kg) ※2, ※3	その他の有用物質 (kg)	
2024年度	上 期	0	0	0	0	BWR 8583 PWR 3486	BWR 1484 PWR 1484	0	0	0	0	—	—	6658	365548	—	
	下 期	0	0	0	0	BWR 8583 PWR 3486	BWR 1484 PWR 1484	0	0	0	0	—	—	6658	365548	—	
	計	0	0	0	0	※5	※5	0	0	0	0	—	—	6658	365548	—	
2025年度	上 期	※4 0	※4 0	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	0	—	—	未定	未定	—
	下 期	※4 0	※4 0	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	0	—	—	8123	465517	—
	計	※4 0	※4 0	未定	※5 70	※5	※5	※6 1665	※6 200	※6 100	0	—	—	8123	465517	—	
2026年度	上 期	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	0	—	—	未定	未定	—	
	下 期	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	0	—	—	10505	621174	—	
	計	未定	※4 70	未定	※7 170	※7	※7	2762	380	156	0	—	—	10505	621174	—	
合 計		未定	70	未定	240	※5	※5	4427	580	256	0	—	—	6658	365548	—	

[燃料体の種類の略号] BWRは発電用の軽水減速、軽水冷却、沸騰水型原子炉の使用済ウラン燃料を示す。PWRは発電用の軽水減速、軽水冷却、加圧水型原子炉の使用済ウラン燃料を示す。

注記：ウランの量は照射前金属ウラン質量換算とする。

プルトニウム製品は、ウラン・プルトニウム混合酸化物製品の金属ウラン及び金属プルトニウムの合計質量換算とする。

ウラン製品は、ウラン酸化物製品の金属ウランの質量換算とする。

ウラン試験に用いた劣化ウラン(金属ウラン質量換算：51.7 t・U)は、ウラン製品には含まない。

使用済燃料による総合試験中の再処理量等を含む。

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第45条に規定する使用済燃料再処理等実施中期計画に基づき再処理を行う。

本計画は、今後、再処理する使用済燃料の具体化等を踏まえて、順次、詳細なものとしていく。

※1：燃料体数が確定していない場合、ウランの量より算出し、各欄毎に端数処理(四捨五入)を実施しているため、各数量の和が一致しない場合がある。

※2：各欄毎に端数処理(四捨五入)を実施しているため、各数量の和が一致しない場合がある。

※3：再処理する使用済燃料のタイプや時期等により変動し得る数値である。

※4：当該数量は、再処理量に相当する使用済燃料を翌年度に受入れるものと想定したものである。具体的な受入れ量は、特定実用発電用原子炉設置者から計画が通知された後、当該通知に基づく数量となる。

※5：当該数量は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第45条に規定する使用済燃料再処理等実施中期計画に基づく数量である。

※6：製品生産量は、当該年度の再処理量から見込まれる製品生産量に、工程内に存在しているウラン及びプルトニウムの量を加えた数値である。

※7：当該数量は、当社が再処理施設の運転見通しや設備の更新時期等を考慮の上で設定した、技術的に達成可能な再処理可能量である。使用済燃料再処理等実施中期計画が認可され、数量に変更がない場合は、※5のとおりとなる。